**北斗市への工場・事業所新設、増設をご検討ください！**

※令和５年４月改正版

市内に工場等を新設又は増設しようとする事業者の皆様の投資に対し、補助金を交付いたします。業種、新設・増設区分、雇用人数等に応じて最大2億円を交付できる制度です。

❖助成対象

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象施設 | 対象業種（日本標準産業分類による） | 対象基準 |
| 工場 | 各種製造業 | 市内で新設又は増設をし、投資額が2,500万円以上（土地を除く）で、雇用人数が5人以上の場合 |
| 特定事業所 | 情報通信業、コールセンター業、サテライトオフィス設置事業、本社機能移転事業 |
| 試験研究施設 | 自然科学研究 |
| 国際物流関連施設 | 国際物流関連事業※対象地域の関税法の開港と保税地域内であること |
| 物流関連施設 | 各種物流業、各種卸売業 |
| 植物工場 | 植物関連事業 |

❖助成額

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助種別 | 対象施設 | 助成額(投資額に対して) | 限度額 | 通算限度額 |
| 新設 | 増設 |
| 工場等設置補助金 | 工場特定事業所試験研究施設国際物流関連施設物流関連施設植物工場 | 25% | 12.5% | 2億円 | 1社あたり5年間で5億円 |
| 雇用奨励補助金 | 増加した常時雇用者（市内に住民票を有し、１年を超えて現に雇用されている者に限る。）１人あたり10万円（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを持つ者がいるときは、10万円を加算する。） | 300万円※加算除く | 1社あたり3年間で900万円※加算除く |
| 事業所賃借料補助金 | 特定事業所 | 50%(1年間のオフィス賃借料に対して) | 500万円 | 3年間で1,500万円 |

❖申請について

　　交付申請に先立って、立地計画の認定申請をしていただきます。認定申請は、工事に着手する日の前60日から後30日までの期間内に行っていただきます。事前にご相談いただけますと申請がスムーズになります。

❖お問い合わせ

　 北斗市 経済部 水産商工労働課 商工労働係 ☎ 0138-73-3111 (内線 285～287)